

中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、「中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務」の委託に際し、高い専門性と豊富な経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務

(2) 業務内容

別紙「中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日まで（債務負担行為設定事業）

(4) 業務規模

本業務の提案実現のための価格の上限は、39,380,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

3 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

	令和3年度	令和4年度	合計
支払限度額	20,383,000円	18,997,000円	39,380,000円

4 参加資格要件

次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 「令和元・2・3年度中野市建設工事等競争入札参加資格者名簿」の「土木関係建設コンサルタント」に登録がある者で、中野市、飯山市、山ノ内町、栄村、野沢温泉村、木島平村、長野市、須坂市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村に本社又は営業所等を有する者
- (3) 中野市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止規程（平成17年中野市訓令第28号）の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 中野市暴力団排除条例（平成24年中野市条例第8号）第2条第2号及び第3号に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていない者

い者

(6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者

(7) 都道府県税及び市町村（区）税の滞納がない者

(8) 法人格を有し、同種業務を過去10年間（平成24年4月1日以降）に公官庁から元請で受託し、業務完了実績を有する者

*同種業務とは、立地適正化計画策定又は都市計画マスタープラン策定業務（見直し業務含む）とし、基礎的調査等一部の業務のみは含まない。

(9) 管理技術者及び照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有する者かつ同種業務の実績を有する者とする。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にある者とする。

5 スケジュール

項目	期限等
プロポーザル公告	令和3年5月25日(火)
参加申込書受付期間	令和3年5月25日(火)～令和3年6月8日(火)午後5時まで
質疑受付	令和3年5月25日(火)～令和3年6月1日(火)午後5時まで
質疑回答	令和3年6月4日(金)
一次審査(参加資格審査)結果連絡	令和3年6月14日(月)
提案書受付期間	令和3年6月21日(月)～令和3年6月30日(水)午後5時まで
二次審査(プレゼンテーション)	令和3年7月6日(火) 予定
二次審査結果	令和3年7月上旬予定
契約予定日	令和3年7月中旬予定

6 参加申込

(1) 提出期限 令和3年5月25日(火)～令和3年6月8日(火)午後5時まで

(2) 提出場所 〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号
中野市役所 建設水道部 都市計画課 監理計画係
担当 割田
電話：0269-22-2111 FAX：026-22-5925
電子メール:toshikei@city.nakano.nagano.jp

(3) 提出方法 持参又は郵送（配達記録が残る郵便又は宅配便）

(4) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 業務実施体制調書（様式3）

エ 予定技術者の経歴調書（様式4）

7 質疑及び回答

- (1) 受付期間
令和3年5月25日(火)～令和3年6月1日(火)午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書(様式5)により、電子メールにて送信とする。
なお、送信後市へ着信の確認を行うこと。
- (3) 提出先
中野市役所 建設水道部 都市計画課 監理計画係
電子メール:toshikei@city.nakano.nagano.jp
- (4) 回答方法
令和3年6月4日(金)までに市公式ホームページに掲載する。

8 一次審査(参加資格審査)及び審査結果

- (1) 審査方法
担当課において、参加資格要件の確認及び別紙1「一次審査基準」により審査を行い、5者を二次審査参加者として選定する。なお、応募が5者以下の場合でも実施する。
- (2) 審査結果
令和3年6月14日(月)までに全ての参加申込者に電話又はE-Mailにて通知する。

9 技術提案書

- (1) 提出期限 令和3年6月21日(月)～令和3年6月30日(水)午後5時まで
- (2) 提出場所 6(2)と同じ
- (3) 提出方法 持参又は郵送(配達記録が残る郵便又は宅配便)
- (4) 提出書類
ア 技術提案書 表紙(様式6)
イ 技術提案書(任意様式)
ウ 見積書及び内訳書(任意様式)
*内訳として年度別、事業別に分けて記載すること。
- (5) 提案書の構成
ア 次に掲げる項目について作成すること。
 - ① 中野市における立地適正化計画策定の着眼点及び手法
 - ② 中野市の現状と課題に対する考え方
 - ③ 市民参画についての提案
 - ④ 都市計画マスタープランと立地適正化計画の連携に関する手法
 - ⑤ 提案者独自の取組みや追加技術提案(本市の特徴を踏まえた独自提案)
イ 作成方法
 - ① 用紙サイズはA4版とし、図面等はA3版にて折り込むこと。
 - ② 枚数は10ページ以内とすること。(A3版は2ページ分とする。)
 - ③ 記載文字のサイズは原則11ポイント以上とすること。

④ 提案内容は提出した見積書の範囲内で行うことを前提とすること。

(6) 提出部数

紙媒体 9 部（正本 6 部及び副本 3 部）

10 二次審査（プレゼンテーション）

(1) 実施日 令和 3 年 7 月 6 日（火）を予定

(2) 実施場所 中野市役所 4 階 会議室42

(3) 実施時間 1 社につき提案書の説明を20分以内で行い、その後ヒアリングを10分程度行う。

(4) 参加人数 1 社につき 3 人以内とする。

(5) 実施方法 プロジェクター等用いて説明を行うことができる。なお、プロジェクター、スクリーンは市で用意するが、その他必要な物は提案者が準備するものとする。

(6) その他

ア 資料は事前に提出した技術提案書とし、追加資料の配布は認めない。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

11 二次審査方法

(1) 審査方法

ア 「中野市立地適正化計画策定業務及び中野市都市計画マスタープラン見直し業務公募型プロポーザル審査委員会」において、別紙 1 「二次審査基準」により審査を行う。

イ 二次審査の評価点が最も高い者を最適候補者、次に点数の高い者を次点者として選定する。

(2) 審査結果

令和 3 年 7 月 9 日（金）までに最適候補者を市公式ホームページで公表し、審査結果は全ての提案者に通知する。

12 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 選定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合

(4) その他本実施要領に違反する場合

13 業務委託契約

(1) 選定された最適候補者と仕様書及び技術提案書に基づき、契約内容に係る協議を行い、改めて見積書を徴取し随意契約を締結する。

なお、契約の締結に至らなかった場合や失格事項に該当することが判明した場合は、次点の提案者と交渉を行う。

(2) 契約保証金は、契約額の100分の10以上の額を契約時に納付しなければならない。

ただし、中野市財務規則第123条第3項の規定を適用し、当該要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 その他

- (1) 参加申込書及び技術提案書の提出後、辞退する場合は辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。
- (3) 提出期限以後における参加申込書及び技術提案書の差し替え、内容修正は認めない。
- (4) 提出された参加申込書及び技術提案書は、審査以外の目的で使用しない。ただし、最適候補者は市公式ホームページ公表用として、技術提案書の概要版（A3版1枚程度）を作成し提出するものとする。
- (5) 本プロポーザルへの参加に関する一切の費用は、提案者の負担とする。

別紙 1

	配点	大項目	中項目	小項目	配点
一次審査基準	60	業務実績	同種業務実績	立地適正化計画策定業務実績	10
				都市計画マスタープラン策定及び見直し業務実績	10
				長野県内同種業務実績	10
		業務履行体制	(1)実施体制	管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の資格	15
			(2)同種業務実績	管理技術者・照査技術者・主たる担当技術者の同種業務実績	15
二次審査基準	60	技術提案評価	(1)中野市の現状と課題に対する考え方	中野市の実態について十分理解しているか	10
			(2)市民参画についての提案	提案内容の具体性、妥当性及び実現可能性に優れているか	10
			(3)業務実施手法の提案	都市計画マスタープランと立地適正化計画の連携に関する手法	20
			(4)独自提案	着眼点、独創性及び有効性	10
			(5)業務内容の理解度・意欲	理解度、取組意欲、熱意、積極性等	10
	40	提示見積額評価	見積額の妥当性	提示見積額に対する最低見積額の比較	40

*同種業務とは、立地適正化計画策定または都市計画マスタープラン策定業務（見直し業務含む）とし、基礎的調査等一部の業務のみは含まない。